届出書とともにご提出いただく添付書類

配偶者が請求者となる場合

(請求者が配偶者以外の場合は、

別紙「配偶者以外の方が請求者となる場合」をご確認ください)

生計同一である配偶者は遺族の第1順位となります。

必要となる添付書類は以下のとおりです。

	ご提出いただく書類	部数		目的および留意事項	確認欄
1	亡くなられた方と請求者の世帯	1部	原本	・亡くなられた方の死亡当時の生計同一者の有無を	
	全員の住民票			確認。	
	※個人番号が記載されたもの			・個人番号の番号確認と本人確認書類として使用。	
				※発行日から3ヶ月以内のものをご提出ください。	
				※本籍地の記載は不要です。	
2	亡くなられた方の	1部	原本	・亡くなられた方の死亡日を確認。	
	戸籍謄本(全部事項証明)			・亡くなられた方と請求者の続柄を確認。	
				・請求者の生年月日を確認。	
3	請求者の	1部		・請求者本人名義の口座であることを確認。	
	振込先口座の通帳コピー			・口座名義、口座番号の記載されている部分が必要。	
4	①住民票に個人番号の記載がな				
	い場合、マイナンバーカード(両面)の				
	コピーまたは、通知カードのコピー	各		・請求者および亡くなられた方の個人番号が必要。	
	(提出対象者)	1部		・税務署へ提出する「法定調書」等へ記載。	
	□請求者分のみ				
	□請求者と亡くなられた方分				

【ご留意いただきたいこと】

配偶者が亡くなられた方と生計同一でない場合は、生計同一である次順位の遺族が第1順位となります。 この場合、別途の手続き書類が必要となりますので、ご連絡ください。

※亡くなられた方と生計同一であったことを公的書類(住民票・戸籍謄本)で証明できない場合

第三者(民生委員、町内会長など)の証明が必要となります。

「生計同一関係申立(証明)書」を別途、お渡ししますので、企業年金室へご連絡ください。